子発 0 3 2 2 第 5 号 令和 5 年 3 月 22 日

厚生労働省子ども家庭局長 ( 公 印 省 略 )

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の変更について

政府においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、別添のとおり「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(以下「成育医療等基本方針」という。)の変更を閣議決定したところです。

今般の成育医療等基本方針の変更にかかる主な内容は次のとおりです。各都道府県におかれましては、成育医療等基本方針の内容についてご了知いただくとともに、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する「医療計画」その他成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令(令和元年政令第170号)で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をいただきますようお願いいたします。

また、貴管内市町村(保健所設置市、特別区を除く)に対する周知をお願い申し上げます。

## 【主な変更点】

- (1) PDCAサイクルに基づく取組を推進するため、次の取組を追記
  - ・ 施策の実施状況等の評価に資する指標の作成
  - ・ 地方公共団体における、基本方針を踏まえた計画の策定・実施や、都道府県内関係 者の協議等を通じた広域調整(母子保健事業の均てん化・精度管理等)等の取組に対 する支援
- (2) こども基本法やこども家庭庁設置を踏まえ、次の取組を追記
  - ・ こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理 念とする、成育医療等の施策の実施

- ・ こども家庭庁による、成育医療等に関する総合調整の実施
- (3) 第8次医療計画に係る議論を踏まえ、次の取組を追記
  - 新興感染症発生時も周産期・小児医療を提供できる体制の整備
  - ・ 周産期医療の集約化・重点化
  - ・ 助産師活用や、助産師と医師による連携・協働の推進
  - ・ 医療的ケア児を含む、小児在宅医療・歯科医療体制の充実
- (4) 母子保健や子育て支援に係る課題等を踏まえ、次の取組を追記
  - 母子保健情報のデジタル化等による、健康管理の充実や事業の質の向上
  - 妊婦健康診査に係る公費負担の推進
  - NIPT等の出生前検査に係る適切な情報発信
  - ・ 産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進
  - ・ 性と健康の相談センター等によるプレコンセプションケアの推進
  - こども家庭センター等による子育て世帯への支援体制強化
  - ・ 伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業の定着と充実
  - ・ いわゆる「こどもホスピス」などの、小児がんの患者等が 家族等と安心して過ごすことができる環境の整備に関する検討
  - ・ 「健やか親子21」(基本方針に基づく国民運動)による普及啓発
  - ・ 「全国医療情報プラットフォーム」の創設に向けた取組の推進
  - ・ 成育医療等の施策に係る調査研究の推進、シンクタンク機能の充実
- (5) その他所要の改正